

茨城県立県民文化センターの指定管理者候補者の選定結果について

県民生活環境部生活文化課
(TEL 029-301-2824)

茨城県立県民文化センターの管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県立県民文化センターの指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和6年4月1日から実施する予定です。

記

| 1 指定管理者候補者 | 県民文化センター運営共同事業体 代表団体 株式会社コンベンションリンケージ | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|----|--|------|------|----|--------------|--|----|----------------|---|----|
| 2 指定期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間 | | | | | | | | | | | |
| 3 応募団体数 | 候補者を含めて3団体 | | | | | | | | | | | |
| 4 選定方法 | | | | | | | | | | | | |
| (1) 選定委員会委員数 | 外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名 | | | | | | | | | | | |
| (2) 選定方法 | 1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査 | | | | | | | | | | | |
| (3) 選定基準 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">選定基準</th> <th style="width: 60%;">審査項目</th> <th style="width: 20%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県民の平等利用の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設としての施設の性格を理解した計画内容か。 ・県民の平等利用が確保された計画の内容か。 ・県などの公益目的利用に配慮しつつ、利用者本位のサービスや利便性の向上に資する計画の内容か。 </td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の発揮</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県民文化センターの設置目的を十分に理解し、県の芸術文化の振興に資する計画の内容か。 ・計画書の内容に具体性があり、適切に遂行できるものか。 ・文化振興事業において、特定のジャンルに偏ることなく、積極的な取組みが計画されているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容か。 ・利用者からの苦情処理体制は適切か。 </td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> </tbody> </table> | | | 選定基準 | 審査項目 | 配点 | 1 県民の平等利用の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設としての施設の性格を理解した計画内容か。 ・県民の平等利用が確保された計画の内容か。 ・県などの公益目的利用に配慮しつつ、利用者本位のサービスや利便性の向上に資する計画の内容か。 | 15 | 2 施設の効用の最大限の発揮 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民文化センターの設置目的を十分に理解し、県の芸術文化の振興に資する計画の内容か。 ・計画書の内容に具体性があり、適切に遂行できるものか。 ・文化振興事業において、特定のジャンルに偏ることなく、積極的な取組みが計画されているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容か。 ・利用者からの苦情処理体制は適切か。 | 40 |
| 選定基準 | 審査項目 | 配点 | | | | | | | | | | |
| 1 県民の平等利用の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設としての施設の性格を理解した計画内容か。 ・県民の平等利用が確保された計画の内容か。 ・県などの公益目的利用に配慮しつつ、利用者本位のサービスや利便性の向上に資する計画の内容か。 | 15 | | | | | | | | | | |
| 2 施設の効用の最大限の発揮 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民文化センターの設置目的を十分に理解し、県の芸術文化の振興に資する計画の内容か。 ・計画書の内容に具体性があり、適切に遂行できるものか。 ・文化振興事業において、特定のジャンルに偏ることなく、積極的な取組みが計画されているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容か。 ・利用者からの苦情処理体制は適切か。 | 40 | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------|--|---|------|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他緊急時の危機管理体制が確保されているか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。 | |
| | 3 経費の節減 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の縮減が図られているか。 | 20 |
| | 4 業務を安定して行う物的・人的能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な経営基盤を有しているか。 ・収支計画は妥当か。 ・文化施設又は類似施設の管理運営に関する相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有し、適正な管理運営を行うことができる人員体制となっているか。 ・コンプライアンスを遵守し、適切に個人情報を管理できるか。 | 25 |
| | | | 100点 |
| 5 選定理由 | <p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、県民文化センター運営共同事業体を指定管理者候補者として選定しました。</p> <p>① 選定された応募団体の提案は、新たな視点を取り入れた内容であり、施設の活性化が期待できること。</p> <p>② 近隣の類似施設の指定管理者であり、両施設を管理することによる相乗効果が期待できること。</p> <p>また、新たな視点を取り入れた提案内容に期待するところであるが、それらに偏ることなく、県の文化芸術振興の拠点として、音楽公演や美術展覧会など、地域の文化芸術団体による利用の継続についても十分に考慮いただきたい、とのご意見がありました。</p> | | |